

休止・廃止・再開届

概要説明	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 38 条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 142 条に基づく店舗販売業を廃止し、休止し、若しくは休止した店舗販売業を再開した場合に行う届出書です。</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 10 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 16 条準用)</p>
提出書類	<ol style="list-style-type: none">1 休止・廃止・再開届書2 廃止にあつては許可証 <p>正 1 部提出。</p>
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	<p>届出書について、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 休止、廃止、再開については該当項目をマルして下さい。・ 「許可番号及び年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。・ 休止にあつては、備考欄に休止の理由及び休止予定期間を記入して下さい。・ 廃止にあつては、備考欄にその理由を記入してください。